学校における薬の取り扱いについて

お子さんが病気やアレルギー疾患などにより、学校生活の中で薬を服用しなくてはならない状況が出た場 合、薬の使用は保護者からの依頼に基づいて行っています。

薬を取り違えたり誤った使用方法をしたりしないようにするため、下記の内容をご確認いただき、ご協力 くださいますようお願いいたします。

Ⅰ 医師・歯科医師から処方された薬(医療用医薬品)を使用する場合について

薬の管理方法や使用方法の間違い、副作用などの諸問題が起きてくることが予想されます。こういった問 題が起きないためにも、「医療用医薬品」を使用する必要がある時は、本来責任者である保護者が行うこと が原則となります。また、教職員が「医療用医薬品」を使用する行為は、医療行為にあたるためできませ ん。しかし、児童が以下の3つの条件を満たしており、事前の保護者の具体的な依頼に基づき、医師の処方 を受け、あらかじめ薬袋等により授与された医療品について、医師または歯科医師の処方及び薬剤師の服薬 指導の上であれば次の介助が可能です。

(介助とは、児童に対して必要時に「医療用医薬品」を使用したかどうかの確認を行うこと)

皮膚への軟膏の塗布・湿布薬の貼付・点眼薬の点眼・一包化された内服薬の内服 肛門からの坐薬の挿入・鼻腔粘膜への薬剤噴霧

【3つの条件】

- ・児童の容態が安定していること
- ・医師又は看護職員による様態の経過観察が必要ではないこと
- ・内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の 可能性など、医薬品の使用に関して専門的配慮が必要でない場合

学校で「医療用医薬品」を使用する際は、書類の提出をお願いします。(下記①②の場合) *必要な場合は、書類をお渡ししますので、お申し出ください。

医療用医薬品の使用状況	必要な書類
①年間を通して日常的に使用が必要な場合 端息の予防薬など)	「薬の使用依頼書」
②緊急時に使用が必要な場合 (抗けいれん薬など)	「緊急薬保管・使用介助依頼書」
③一時的に使用が必要な場合 風邪や花粉症、けがなど)	書類は必要ありません *その都度連絡帳等で担任に連絡

2 市販の薬(一般用医薬品)を使用する場合について

学校で「一般用医薬品」を使用する際は、その都度連絡帳等で学級担任に連絡してください。

- *「一般用医薬品」の使用は、一時的に使用が必要な場合に限ります。 日常的に使用が必要な場合や、緊急時に使用が必要な場合は、医師·歯科医師にご相談ください。

< I · 2 共通事項 >

- *児童が薬を使用する際は、学級担任の許可を得てからとします。
- *誤飲防止のため、飲み薬の場合は | 回分に分けたものを持たせてください
- *薬の袋には年・組・名前をはっきり記入してください。
- *点眼薬の点眼、点鼻薬の噴霧、皮膚への軟膏の塗布、湿布薬の貼布、内服薬の服用については、 自分で行えるよう、家庭で練習してください。
- *薬は原則、自己管理とします。(冷暗所保管など、自己管理ができない場合はご相談ください) *校外学習時のみ緊急薬等の持参が必要な場合は、その都度学級担任にご連絡ください。 (宿泊学習時には、事前に調査を行います)